

改正法施行前最後!! 「改正建築物省エネ法・建築基準法講習会」

令和4年6月17日に公布された改正建築物省エネ法及び建築基準法については、令和7年4月には全面施行を迎え、省エネ基準への適合義務化や審査省略制度(いわゆる「4号特例」)の見直し、壁量基準の見直し等、建築確認手続きに係る改正が施行されます。今回、改正法施行前最後の講習会となります。法改正の具体的な内容について、講師を招いて説明して頂く講習会を企画いたしましたので、是非ご参加下さい。

1. 開催地、開催日、会場、定員

開催日	会場	開催地	募集人数
3月14日(金) 13時15分～受付	市町村会館 1階講堂	水戸市笠原町978-26	100名

2. 時間割、内容、講師

CPD認定事業：「3単位」

時間割	講習内容	講師等
13:30 ~ 14:45 (75分)	・建築基準法改正の概要について ・確認申請図書の作成例 ・構造関係規定の解説 ・軽微な変更、完了検査/中間検査について	(一財)茨城県建築センター 理事長 小沼 紀男
…休憩10分…		
14:55 ~ 16:10 (75分)	・改正建築物省エネ法について ・省エネ基準適合義務施工後の手続き等について ・省エネ計算実践編 概要解説 ・参考情報とお知らせ	㈱andHAND建築設計事務所 チーフアーキテクト 鈴木 弘
…休憩10分…		
16:20 ~ 16:35 (15分)	けんばい(建築士賠償責任補償制度)の概略について ・省エネ基準法に関連する法令基準未達補償の説明 ・4号特例縮小に伴う構造基準未達補償の説明	けんばい引受保険会社(幹事) 東京海上日動火災保険㈱ 公務第一部公務第一課 小原 嶺

3. 受講料 … 受講料は下記口座へ 2月21日(金)までに納入願います。入金後の返金は致しません。

会員 3,000円 非会員 6,000円

※ 受講料には消費税、テキスト代含む

振込先 郵便局 00120-8-59384 口座名; 一般社団法人茨城県建築士会
銀行から振込む場合 ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 59384

4. お申込方法 … 令和7年2月21日(金)までに、お申し込み下さい。(但し、定員になり次第、締め切ります。)

- 茨城県建築士会宛てに、下記の申込書をFAX、Eメール又は、ご郵送等によりお申し込み下さい。
- 受講料の入金確認後、講習日の約1週間前(3月7日頃)に、受講券をFAXします。

5. 主催及びお申込・お問い合わせ先

主催:(一社)茨城県建築士会 〒310-0852 水戸市笠原町978-30 建築会館2F 電話:029-305-0329

申込書

茨城県建築士会 行き … FAX 029-305-0330

※ 受付No. 番

氏名		支部名	
電話	-	FAX	-
会社名			
受講料	<input type="checkbox"/> 会員 3,000円 <input type="checkbox"/> 非会員 6,000円		
受講料納入日	(月 日 振込み) 予定	緊急連絡先 (携帯電話)	-
FAXが、 無い場合	〒 - ご住所		